

近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改める等所要の措置を講ずる。

## 背景

### (1)モーターボート競走事業を巡る状況の変化

- 競走事業の売上げの長期的な減少

《平成3年度》  
2兆2千億円



《平成17年度》  
9千7百億円

56%減

- 施行者・モーターボート競走会の収支の悪化  
<平成17年度>
- ◆ 施行者…41施行者中16施行者が一般会計への繰り出しができず、うち6施行者が赤字。
- ◆ 競走会…18競走会中10競走会が赤字。

### (2)行政改革の重要方針(H17.12閣議決定)における指摘

#### <主な指摘内容>

- ① 交付金制度の在り方について検討
- ② 日本船舶振興会について、組織及び業務の見直し
- ③ 補助金交付事業の透明性の向上

## 改正法案の概要

### 1. 競走の実施に関する規定の整備((1)に対応)

- ① 舟券発売事務等の私人等への委託を可能とする
- ② 場外発売場の設置について許可制を導入
- ③ 施行者職員が許可を受けて情報収集のための勝舟投票類似行為を行うことを可能とする
- ④ 重勝式勝舟投票法(複数レースを対象に投票する投票法)を追加

等

### 2. 日本船舶振興会への交付金制度の見直し((1)・(2)①に対応)

- ① 制定時からの物価上昇を基本に交付金額を定めた別表の売上区分等を見直す  
(現行の交付金率:約3.3%→約2.6%)
- ② 赤字施行者について交付金猶予制度を導入

### 3. 関係法人の組織及び業務の見直し

- ① 日本船舶振興会を指定法人化するとともに、補助業務の適正実施等に係る規定を整備  
( (2)②③に対応 )
- ② モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会を統合し、指定法人化  
( (1)に対応 )

※1. 及び2. はH19.4.1から、3. ①はH19.10.1から、3. ②はH20.4.1から施行。

将来にわたるモーターボート競走の公正かつ円滑な  
実施の確保及び幅広い公益目的の実現